

第五十五回国会
衆議院

地方行政委員会 議 録 第二十五号

(四二)

昭和四十二年六月二十二日(木曜日)

午前十四時四十二分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

理事 木野 晴夫君

理事 塩川正十郎君

理事 古屋 亨君

理事 太田 一夫君

理事 島上善五郎君

理事 依田 圭五君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

國務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

警察庁長官 新井 裕君

警察庁交通局長 鈴木 光一君

自治政務次官 伊東 隆治君

自治省行政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

警察庁警務局厚 阪野 正明君

生課長 大蔵省主計局給 津吉 伊定君

与課長 文部省管理局福 手塚 晃君

利課長 自治大臣官房参 志村 靜男君

事官 専 門 員 越村安太郎君

本日の会議に付した案件

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出
第一二七号)

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十五号

昭和四十二年六月二十二日

法の規定による年金の額の改定等に関する法律
案(内閣提出第一一〇号)

○龜山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる道路交通法の一部を改正する
法律案を議題とし、政府から提案理由の説明を聴
取いたします。藤枝國務大臣。

道路交通法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○藤枝國務大臣 ただいま議題となりました道路
交通法の一部を改正する法律案につきまして、そ
の提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路交通の実情に
かんがみ、交通事故の防止をはかるため、歩行者
の保護のための車両等の通行方法に関する規制を
強化し、大型自動車の運転の資格要件を引き上
げ、悪質重大な交通事故を起こした者に対する運
転免許の効力の仮停止の制度を新設する等の措置
を講ずるとともに、大量に発生している自動車等
の運転者の道路交通違反事件のうち、現認、明
白、定型のものを迅速かつ合理的に処理するた
め、交通反則通告制度を新設すること等をその内
容としております。

まず、交通事故の防止をはかるための改正規定
について御説明いたします。これは、この法律案
の第一条に規定されております。

第一は、横断歩行者の保護の徹底をはかるた
め、車両等の通行方法の規定を整備することであ
りますが、これは、前車の側方を通過する車両等
による横断歩道上の危険を防止するため、交通整
理の行なわれていない横断歩道を通過する車両等

の通行方法に関する規制を強化すること等がその
内容となっております。

第二は、大型自動車による交通事故を防止する
ため、所要の規定を整備することでありますが、
その内容は、次のとおりであります。

その一は、一定の自動車に關し、安全な運転を
確保するため、運行記録計による記録及び保存に
ついて規定することであります。

その二は、積載制限違反による危険を防止する
ため、積載制限違反の罰則を強化するとともに、
安全運転管理者等が積載制限違反の運転を下命
し、または容認することを禁止することでありま
す。

その三は、大型自動車の運転の資格要件を引き
上げることであります。これは、大型自動車免許
の資格年令を二十歳に引き上げ、及びその運転免
許試験は、運転の経験の期間が二年以上の者でな
ければ受けることができないこととし、あわせて
第八十五条第五項の政令で定める大型自動車の運
転の資格要件である運転の経験の期間を三年に引
き上げることがその内容であります。

第三は、運転免許の行政処分の制度の合理化を
はかるための改正であります。

そのおもな内容は、運転免許の効力の仮停止の
制度の新設であります。これは、酒酔い運転ま
たはひき逃げの死傷事故、居眠り運転による死亡
事故等一定の悪質重大な交通事故を起こした者に
ついては、警察署長が運転免許の効力を二十日間
仮停止することができるとし、都道府県公安
委員会がその者の運転免許を取り消し、またはそ
の効力を停止するまでの間における危険を排除し
ようとするものであります。もとより、この仮停
止を受けていた期間は、運転免許の取り消しまた
は効力の停止を受けた場合の期間に通算すること
としております。このほか、運転免許の行政処分
の迅速化をはかるため、都道府県公安委員会の運

転免許の効力の停止等に関する事務の委任の規定
を設けること、及び精神病者その他の身体的免許
欠格者の運転免許の行政処分の手続を合理化する
こともその内容となっております。

以上のほか、第一条の改正規定におきまして
は、高速通行路に設ける車両通行帯の数の改正、
合い図違反の過失犯の処罰規定の新設及び酒気帯
び加重の規定の整備を行なっております。

なお、第一条の改正規定は、都道府県公安委員
会の事務の委任に関する改正規定等については、
この法律の公布の日、その他の改正規定について
は、この法律の公布の日から三月を経過した日か
ら施行することとしております。

次に、交通反則通告制度の新設のための改正規
定について御説明申し上げます。これは、この法
律案の第二条に規定されております。

まず、この制度は、自転車、荷車等を除く車両
等の運転者がした違反行為のうち、比較的軽微で
あって、現認、明白、定型のものを反則行為と
し、反則行為をした者に対しては、警視總監また
は道府県警察本部長が定額の反則金の納付を通告
し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付し
たときは、その反則行為について刑事訴追をされ
ず、一定の期間内に反則金の納付がなかったとき
は、本来の刑事手続が進行するというものを骨子
とするものであります。これによって、大量に
発生している自動車等の運転者の道路交通違反
事件について、事案の軽重に応じた合理的な処理
方法をとるとともに、その処理の迅速化をはか
ろうとするものであります。

次に、この制度は、事案の軽重に応じた処理を
することを目的としておりますところから、反則
行為をした者であっても、危険性が高いと考えら
れる無資格運転者、過去一年以内に運転免許の効
力の停止等を受けたことがある者、酒気帯び運転
をしていた者及びその反則行為によって交通事故

ついでありますが、これは、精神病者等の身体的免許資格であることの認定は、医師の診断に基づいて行なうべきものであることにかんがみまして、臨時適性検査の方法を総理府令で定めるところとともに、処分の迅速化をはかるため、指定の医師の診断に基づいて身体的免許資格であることと認定した者については、聴聞を行なわないで運転免許を取り消すことができることとしようとするものであります。

第四は、その他所要の規定を整備することについてであります。

その一は、第七十五条の四の改正規定についてであります。これは、片側三車線の構造を有する東名高速自動車国道が新たに建設されることに伴い、高速自動車国道の左側部分の高速通行路に三の車両通行帯を設けることができることとしようとするものであります。

その二は、第五十三条及び第二十條の合い図違反の過失犯の処罰規定を設けるための改正であります。最近における高速交通の発達によって重要度の高くなっている合い図の励行をはかることとするものであります。

その三は、第七十一条、第二百二十二條等の改正規定についてであります。これは、現行の第七十一条第二号から第四号までの横断歩道における歩行者の保護等に関する規定の違反について酒気帯び加重の規定を適用できることとしようとするものであります。

次に、第二条の改正規定について御説明いたします。この改正規定は、交通反則通告制度を新設するためのものであります。

第一は、第二百二十五條の通則規定についてであります。

第一項は、この制度の対象となる反則行為について定めようとするものであります。反則行為は、自転車、荷車等を除く車両等の運転者がした違反行為で別表の上欄に掲げられている違反行為は、比較的軽微なものであって、現認、明白でおおむ

ね定型的な交通方法に関する違反行為であります。なお、反則行為の種類は、政令で定めるところとしております。

第二項は、この制度の適用を受ける反則者について定めようとするものであります。同項各号に掲げる者は、反則行為をした者であっても、反則者としていないこととしております。

第三項は、反則金の意義及び反則金の額について定めようとするものであります。反則金は反則者がこの制度の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭でありまして、反則金の額は、別表に定める限度額の範囲内で、反則行為の種類ごとに政令で定めるところとしております。

第二は、第二百二十六條の告知に関する規定についてであります。

警察官は、反則者があるときは、反則行為となるべき事実の要旨及び反則行為の種類を、また、原則として出頭の期日及び場所を書面で告知するものとし、告知をしたときは、その旨を原則として反則行為が行なわれた地を管轄する警視總監または道府県警察本部長に報告しなければならぬこととしております。なお、居所または氏名が明らかでない者及び逃亡するおそれがある者につきましては、この制度を適用することができませんので、告知をしないこととしております。また、少年につきましても、告知をしないこととしております。

第三は、第二百二十七條の通告に関する規定についてであります。

告知の報告を受けた警視總監または道府県警察本部長は、告知を受けた者が告知されたとおりの反則者であるときは、理由を明示して反則金の納付を書面で通告することとしております。この通告は、反則者が告知された出頭の期日及び場所に出頭しないときは、通告書を送付して行なうこととなります。この場合には、通告書の送付に要する費用の納付もあわせて通告することとしております。

また、告知を受けた者が告知されたとおりの反

則者でないときは、その旨を通知することとし、この場合に、告知が反則行為の種類を誤っているときは、正しい種類の反則行為について通告することとしております。

第四は、第二百二十八條の反則金の納付及びその効果に関する規定についてであります。

反則金の納付は、任意であります。その納付は、通告を受けた日の翌日から起算して十日以内に、政令で定めるところにより、国に対してしなければならぬこととしております。通告書の送付に要する費用の納付についても同様としております。そして、この手続に従って反則金等を納付した者は、その通告の理由となった行為について公訴を提起されない、すなわち刑事訴追をされないこととしております。

第五は、第二百二十九條の仮納付に関する規定についてであります。

告知を受けた者は、告知を受けた日から起算して七日以内に、反則金に相当する金額を仮納付することができるとし、仮納付をした後に、通告を受けたときは、通告に従って反則金を納付した場合と同様の効果を受けることとしております。なお、仮納付をした者に対する通告は、通告書によらずに、公示の方法で行なうことができることとしております。

また、誤った告知に基づいて仮納付をした者に対しては、仮納付された金額をすみやかに返還しなければならぬこととしております。

第六は、第二百三十條の反則者にかかわる刑事事件に関する規定についてであります。この規定は、この制度の適用を受けることができる者が、直ちに刑罰を科されることがないようにするため、反則者の刑事事件に関する訴訟条件について規定しようとするものであります。

第七は、第二百三十一條及び第二百三十二條の規定についてであります。これらの規定は、道警察本部長の方面本部長に対する権限の委任及びこの制度の実施に必要事項の政令への委任について規定しようとするものであります。

次に、第三条の改正規定について御説明いたします。

この改正規定は、第一条の改正規定中、第九十六條第二項において軽自動車免許について規定し、第二条の改正規定中別表において軽自動車について規定することとしております。運転免許の種類としての軽自動車免許及び自動車の種類としての軽自動車、昭和四十年の道路交通法の一部改正によりまして、昭和四十三年九月一日から廃止されることになっておりますため、これらの規定をさらに改正しようとするものであります。

最後に、附則の規定について申し上げます。

第一項の規定は、この法律の施行期日について規定しようとするものであります。

第二項から第六項まで及び第十二項の規定は、大型自動車の運転の資格要件を引き上げるための改正、運転免許の効力の仮停止の制度の新設、交通反則通告制度の新設等に伴い、必要な経過措置を設けようとするものであります。

第七項から第十一項まで及び第十四項の規定は、交通安全対策特別交付金の交付及びその用途、その毎年度分の総額、本来の用途に充てなかつた場合の返還命令等について規定しようとするものであります。

第十三項の規定は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の違反行為のうち、道路交通法の違反行為と同一に取り扱われているものについて、交通反則通告制度を適用するため、同法を改正しようとするものであります。

以上が、道路交通法の一部を改正する法律案のおもな内容であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○山崎委員長 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○山崎委員長 次に、内閣提出にかかる昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案を議題と

し、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 大臣も政務次官もお見えでないようでありますが、そのうち次官のほうはお見えだそうでありますが、まず短期給付についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

行政局長にお尋ねをしたいと思うのですが、共済組合の短期給付に關連をいたします制度というのは、他に幾つかあると思ひます。比較的類似をしておりますものとしては、組合管掌の健康保険、さらには政府管掌の健康保険、そのほか国民健康保険とかあるいは船員保険等ありますが、この公務員共済組合の短期給付というものは、一体他のいずれの保険に制度上類似をしておりますとお考えでありますか、その点をまずひとつ伺ひたいと思ひます。

○長野政府委員 地方公務員の共済組合の短期給付に一番類似なものといえば、国家公務員の共済組合等の短期給付が一番似ておるわけでございます。短期給付そのものとしては、やはり社会保険制度の一環と申しますか、そういうことでございまして、その面で実質的には健康保険に非常に關係するというより、むしろ健康保険を代行しておるという性質を持っておると思ひます。しかし、また同時に、その給付の内容その他から考えますと、それは公務員の特殊性に基づく内容が上積みされておるといふ意味では一種の公務員共済の特有のものである、こういうことになるのではないかと思ひます。

〔委員長退席、久保田(四)委員長代理着席〕

○山口(鶴)委員 国家公務員共済組合と非常に類似をしておるといふことは、それは聞くまでもないです。私はそういうことを聞いておるのじやない。国家公務員共済組合の短期給付——長期給付も同様でしょうが、さらには公企体關係の共済組合、こういうものとは非常に類似というか同一といひますが、若干違いはありましようが、きわめて酷似をしている、これはもう常識だと思ひま

す。そうではなくて、こういった国家公務員共済組合あるいは公企体の共済組合以外のものとして、一体どれに一番類似をしておるのですかといふことをお尋ねしたいわけですが。

○長野政府委員 共済組合以外のものとの短期給付がどれに一番よく似ているかということになれば、先ほども申し上げましたが、社会保険の一種として健康保険制度、そして健康保険制度の実質は、先ほども申し上げましたように代行と申しますか、そういう性質を持っておりますから、健康保険に一番類似をしておる、こういうことになるわけでありま。

○山口(鶴)委員 健康保険を代行しているといふか、そういう面がある、たいへんそれに似ているというお答えであります。

そこで私はお尋ねをしたいと思うのですが、地方公務員等共済組合、種類が幾つかに分かれておるわけでありま。地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、指定都市の共済組合とあるわけでありま。そのほかに市町村職員共済組合があります。これらの短期給付に對する会計の状況は一体どうでしょうか。特に市町村職員共済組合については、いただきました資料等から見ても、相当額の赤字決算になっておる面もあるようでありま。この点の各共済の赤字の状況、わけでも市町村共済の決算の状況、昭和四十年の資料はいたしておりますが、四十一年はどうなっておりますか。

○志村説明員 お尋ねの点でございますが、各共済組合におきましては、現在決算を作成中でございまして、確定的な数字はまだ不明でございしますが、大体の見込みをいたしましては、各共済組合の状況として、地方職員共済組合の場合は、四十一年度末におきまして、実質収支であります、二十五百万円程度の赤字になるのではないかと、不足金が出るのではないかと考えておるわけでありま。同じく公立学校共済組合の場合でございしますが、大体これも推定でございしますが、二十億円の不足金でございしますが、これが出るという

うわけでございます。それから警察共済組合、それから東京都職員共済組合、市町村職員共済組合におきましては、それぞれ剰余金が出ると、かように私ども見ておるわけでございます。

以上でございます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、昭和四十年の経理の状況では、四十七億四千万の赤字が全体で出ています。三十九年度の赤字が三十七億程度でございますが、そうすると四十一年度は、公立学校共済では二十億、地方職員共済では二十万の赤字であるが、他の市町村職員共済はじめ他の組合では黒字決算、こういうことですね。

○志村説明員 先ほどお答え申し上げましたように、四十一年度末の実質収支でございますが、これは大体とんとんになる、かように考えておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 会計の状況も、従来まで、三十九年、四十年赤字、四十一年の収支については集計中、こういうことでありますが、そうしますと先ほど行政局長がお話になったように、一番似ているのは政府管掌の健康保険、政府管掌の国民健康保険、赤字が累積したために、この赤字を埋めるためにどうしたらよいかというところが議論になっております。政府としても、国庫補助金を出すというところで、全部ではありませんが、ある程度国庫補助金を今日までも出し、昭和四十二年の場合は二百二十七億ほど出して赤字対策をやろうとしておるわけですが、ところが共済組合のほうは、赤字があつても、これは一切国が国庫補助しないという点では、制度が似ているものにしてはおかしいではないですか。局長どうですか。

○長野政府委員 健康保険と似ておるといふことは先ほども申し上げたとおりでございますが、まあ健康保険の場合には保険料につきまして最高限度の上限の制度があつて、そしてそういう一応の歯どめみたいなものがあるということになっておるわけでございます。また同時に、それは保険料収入の範囲内で仕事をしていくことになる

わけでございます。たとえば組合の健康保険の場合でありますといふと、そういう最高限度に達するまで保険料を取り上げても、それによつて事業を行なうということが、どうしても経営上の赤字が出てきやうなところになります。

と、保健施設に要する経費を減額するとかあるいは付加給付を減額するとか廃止するとかいうことで、保険料収入の範囲内で事業を行なうということとがたてまえになるわけでありま。それから、それでもうまくいかないという場合には、そういう事例はめつたにないわけでございますけれども、組合健保が解散をいたしました政管健保に移行するといふようなこと、そういうことが、非常にそういう制約が出てくるということとが、非常に考えられるといふことになるわけでございます。したがひまして、この給付の内容としては健康保険に非常に似ておりますけれども、片一方で、この共済といふものは、これは社会保険制度審議会とかいろいろところでいわれておりますように、これは使用者と被用者の折半負担を行なうのが共済の本来のたてまえであります。そういう面がございまして、この費用負担とかそういうものとしては折半負担というたてまえをとつておる。そのところが、経営という問題を加味した費用の負担という点につきましては、健康保険といふ方が違つてくるという点があるわけでございます。またある一定限度以上を越えた場合には、越えた部分について公的な負担をするということになります。ところが、それが結局公経済の主体として国が負担するか地方団体が負担するか、一定率を越えた部分を負担するということになりますと、やはりこの共済組合は使用者としてそういうことをやりますれば、実質的にいふゆる租税をもつて補てんをするといふようなことになってくるわけでございます。その点では、一般の健康保険の場合に使用者側がより多く負担するといふのも、沿革的な理由その他でいろいろやっておるようでございますけれども、そういう場合とやはり意味が違つてくるという点が出てく

るのではないかとこのように考えられるわけでございます。したがって、事業の内容は健康保険の代行といいますが、そういう性質を非常に強く持っておりますが、共済組合というたてまえからいたした場合は費用負担の關係というものは、健康保険とたてまえ上必ずしも一致はしてないということになっておるのであります。

○山口(鶴)委員 それは実態を説明すればそういうことかもしれないけれども、似ておると言ったのですから、金のほうだけでも似ておらぬと幾ら言いわけしておつても、私は聞かぬと思つたのです。そこが私はやはり制度上の不備ではないかと思つたのです。そうじゃないですか。

それでは、市町村職員共済について私はしばしばお尋ねしたいと思つたのです。健康保険のほうでは、保険料率といつていろいろありますが、今度、政府管掌の共済組合の保険料率を六十五から七十二に引き上げるといふことですが、あれはど国民の批判というものが起きていることは局長も御案内でしょう。しかるに市町村職員共済組合の、この場合は財源率というよりありますけれども、短期給付の財源率を見ますと、保険料率の現行の六十五をはるかにこえて、非常に高いものがあります。私は見て驚いたものであります。百をはるかにこえていゝものがある。青森のごときは百十、岩手が百、秋田が百、それから京都が百四、徳島が百、香川が百、佐賀が百、長崎が百、熊本が百、大分が百じゃないですか。これについて、折半負担は幾らなんでも無理だといふので、負担率のほうを少し上げて、組合の掛け金率を下げている組合もあるようでありましたけれども、しかし、そういう措置をとらぬ青森のごときは、この百十を折半負担していますから、実に千分の五十五といふ異常に高い掛け金を現に組合員が負担している。こんな状態は一体正常だと思ひますか、お尋ねいたします。

○長野政府委員 お話しのように、市町村職員の共済組合の中で、いわゆる財源率が、御指摘のように、青森の場合でございますと百十ということ

になっておりまして、非常に高いことはそのとおりでございます。そういう場合に、青森の事情もいろいろあるようでございます。その点につきま

しては、確かにそういうふうに困難な経営になつておるといふことではあります。実情を調べてみますと、どういふことが、医療給付といふものについての組合員の利用のしかた、あるいはその認定なり給付そのものもいろいろなお合理化する余地も必ずしもないわけじゃないという点もありまして、この点では、最近では非常に改善、くふうをこらしまして、努力をされているように聞いております。ただ、政管健保と比較いたしますと、こちらの百といふのは高いのでございますが、それは政管健保の場合の七十二といふのと、こちらの百といふのが大体相当するよう聞いております。その点で、それでもまだ十だけ高いじゃないかといふことになれば、まさに御指摘のとおりでございます。いふまでも、だからといって、共済のいわゆる折半負担という原則を直ちに變更して考

えるといふことはいかがであらうか、そういうこととてございまして、昨年来、いわゆる調整資金制度といふようなものを考へまして、それぞれ組合からの拠出によりまして、資金をプールいたしまして、そして、この掛け金率なり、そういう財源率が非常に高い組合に對しまして、てこ入れをするといふようなことをいろいろと検討したわけでございます。ただ、四十一年度の末から四十二年度にかけて、青森の場合はだいぶ改善されてきたようでございます。また、その他の困難な共済組合におきましても、相当事態が落ちついてきたようなところがあるようでございます。それは結局各組合のいわゆる経営の努力とか組合員の自覚とか、あるいは給与改定によりまして、この短期資金の増収でございますとか、そういうようなものがいろいろ影響しているだろうと思ひますが、多少事態が好転のきざしがあるといふようなこともございまして、現在のところ調整資金制度といふものについての考え方は一応持っておりますけれども、事態の推移をよく見た上でい

ことで、引き続き検討するということにいたしておるわけでございます。

○久保田(田)委員長代理退席、委員長着席
○山口(鶴)委員 青森で落ちてきた資料では、四月一日現在の財源率百十、掛け金率が五十五です。この数カ月の間に幾ら下がったんですか。このままじゃ落ちていくといつても、とにかく政府管掌の国民健康保険の保険料率は千分の六十五、今度上げるか上げないかといふことで国民の世論があれほど高まつておるものですから千分の七十二。全然話にならぬじゃないですか。落ちついたらと言ふなら、この数カ月の間に幾ら落ちついたらですか。お答え願ひます。

○志村説明員 いま局長がお答え申し上げましたのは、市町村職員共済組合全体といたしまして、差し上げました資料にございますように、四十一年度の単年度収支といたしましては約六億円の黒字、実質的な剰余金といたしましては二億六千万円といふように出ておるわけでございます。市町村共済組合全体といたしましては、四十年に比べてだいぶ改善されてきた、安定してきて、そういうことを申し上げたわけでありまして、○山口(鶴)委員 そういうお答えならば、初めからはつきりそうおっしゃっていただければ、初めから青森のごときは落ちてきたと言われるから、私はただいまのようなお尋ねをしたわけで、その点よく注意していただきたいと思ひます。

しかし、どうですか、とにかく健康保険と類似だと言ふから、健康保険と類似として質問しているわけですが、こういう形で異常に掛け金率が高い。そうならば、五十一通商国会で、組合財政の健全化及び組合員の負担が過重にならないようすみやかに国庫負担制度について検討せよという国会の附帯決議が出ています。こういう事態になれば、政府管掌の保険に比べて著しく高いといふようなところは、少なくとも政府管掌と同じくらいまで下げるための国庫負担制度くらいはとうに開いていいのではないかと。また、そうで

ない組合管掌の健康保険と見合ひでもし議論をするとするならば、組合管掌の場合は、組合員の掛け金が著しく高くなつた場合、七十五条の二で、千分の三十五を超過する場合は、超過分は事業主の負担にするという規定は、超過分は事業主の負担にするという規定は、ある。とするならば、その趣旨を生かして下げたいこととするならば、当然公共団体に対して思い切つて財源を見ることによつて、公共団体の負担をふやす。そうして組合の掛け金率をせめて千分の三十五くらいまで下げるといふ努力をやつたらどうですか。私は青森の例を申し上げたのでありますが、市町村共済全般を通じて四十二年四月一日現在より、お話しのように、落ちて、少し下がったといふものの、掛け金率は下がっていません。全体は四〇・一に達しているではありませんか。青森のごとく五五といふものもある。こういうのを放置しておいて、そして国会の附帯決議の趣旨等も尊重なさぬといふのは、一体どういふおつもりなんでしょうか。その点をひとつ私はお答えをいただきたいと思ひます。

○長野政府委員 確かに、市町村の共済組合を中心にしたしまして、短期給付についてはいろいろと御指摘のような困難な問題がございまして、ただ、理屈を申し上げるようではなはだ恐縮でございますが、やはり社会保障制度審議会とか、そういうところでの考え方といたしましては、共済といふものについては使用者である地方団体と被用者である組合員との両者が負担していくといふことがたてまえであつて、そしてその負担方法は折半負担といふことが原則だといふことが、繰返し確認をされておるようなことが、繰返しおる。しかしながら、同時に現在の困難な問題の一つは、先ほど申し上げましたいろいろな、組合自身として改善に努力をしていくといふことも相当余地はあるわけでございますけれども、同時にその根本には、現在の医療保険制度、医療制度全般の抜本対策といふものが必要だといふことも、これはもうつとに指摘をされておるところであります。そこで、そういうものと、いまお話し

昭和四十二年六月二十二日

ありまじたいわゆる国庫負担といいますが、使用者負担といえますか、そういうものをふやせという問題とは、そういう抜本的対策の検討の一環としてそういう際に考えるべきものだということですが、これらの審議会を通じて指摘をされておとることなどでありまして、いま直ちに公務員の共済組合についてだけ——そういう社会保険制度の一つの原則というようなものがあるといたしますと、公務員の共済制度というものについてだけ、短期給付について国庫負担なりあるいは折半負担の例外をつくるというようなことをすることは適

当じやないということにいわれておるわけでございまして、この問題につきましては、確かに御議論のようなところもそこにあるわけで、私も検討しなければならぬと思っておりますが、結局それは医療保険の抜本対策というものと関連をいたしまして、そういう検討の推移を待って考えていくということが必要じゃないかというのでございます。さしあたって、それまでの間に何か考えるということにどうしてもなるということでありまして、かねていろいろな御指摘もございましたが、いわゆる短期給付の調整資金制度というようなものを考えて当分の間つないでいくという方法しかないのじゃないか。それにつきましては、先ほど申し上げましたが、全体としての事態は多少落ちつきのきざしを見せておりますので、いまだし推移を見てまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 社会保障制度審議会ですかでいろいろ御議論があることは、もちろん承知をいたしておりますが、しかし政府が、それでは各種の審議会なり——かつてここでも地方財政をめぐって議論もいたしましたが、地方制度調査会の答申というようなものを完全に実施しているかといえぱ、していないですね。大体金のかかる答申についてはサボる。お金のかからぬような、金を出すことを制限するような答申についてはよくお守りになるというのが、大體政府のお好きな傾向ではないかという気がするのです。ですから、審議会

の答申ということとを前面に掲げるならば、じや審議会の答申というものをみな尊重するののかといえ、そうでもないわけです。現に自治省では、いま問題になっております政治資金規正法、答申を完全に実施しましたか。しないでしょ。そういう中でいま議論もされておるわけですから、同じ自治省の中でつい最近だってそういう例があるのですから、片方は尊重し、片方は尊重せぬということ、常識的に考えて非常におかしいことはおやめになっていただきたいということをお願いいたします。

そこで、次官にお尋ねをいたしたいと思うのですが、とにかく地方職員共済、たいへん現状がひどいわけであります。財源率が百から百十というのも、これははなはだしいと思いますし、それから青森のごときは、こういった非常に高い財源率を折半負担でやっておるわけですね、ほかのところでは、財源率があまりに高いというので、折半負担でなくて、この掛け金率のほうを少し下げたおるところもあるようですが、それにしても全国平均して四〇をこえる掛け金を、全国の市町村職員共済組合の組合員は負担をしている。政府管掌の健康保険の負担率、それから組合管掌の負担率、というものから考えて、あまりに高過ぎる。こういう現実には次官もよくお認めいただけると思うのですね。しかも一方におきましては、四十一国会令におけるところの、この国庫負担等を考えることによつて、組合員の掛け金率が非常に高くなることとについては、これは解消するように検討するといふ附帯決議も出ているわけですね。そういうものを考えて、どうですか、こういった市町村職員共済の著しく高いものについては、思い切つて国庫負担を導入してでも改善をするという御決意はどうでしょうか。

○伊東政府委員　お説のとおり、地方団体の負担率の大きいのは非常に遺憾でございます。国の財政力を投入したいことはやまやまでございますが、ほかの事態とも、たとえば健康保険の問題とも関連いたしまして、これは相当考慮を要す

る問題でもございますので、やはり今後の検討事項の一つに加えていきたいと存する次第でござ
います。

○山口(勉)委員 伊東政務次官の経歴を拝見いたしましたら、外交官生活が長くて、社会保障制度の進んでおりますヨーロッパ各国等を歴訪される機会も非常に多かつたんじゃないかと思っておるわけですが、そういったせつかくの御経歴の上に立ちまして、どうですか、確かに、局長がそばにいましていろいろなことを言っておられるんじゃないかと思いますが、政府管掌の共済組合が折半負担だ、だから共済の折半負担をくずすのはまずいというようなお話だろうと思うのですけれど、掛け金率から比較をすれば非常に高いのですから、政府管掌の保険料率のように、組合員の掛

け金率が三・五であるというのならばいいですよ。もうそれを著しくこえているわけですからね。

それからいま一つ、それじゃ組合管掌の健康保険と比較した場合どうかということになれば、組合の掛け金が三五をこえる場合は使用者が負担する、こういうわけなんですから。とすれば、当然これは国のほうからめんどろ見なければいかぬと、いうことなんでしょう。どっちと比較しても、こんな組合員の掛け金が千分の五五にも達するといふような、そういう異常に高い掛け金というのはないのでですよ。ですから、掛け金率が、比較するものと同じであるならば、そういう議論も私はある程度了承しましょう。そうでない、こういう現実立って、これは他との関連というようなことは私は聞こえないと思うのです。こういう異常な高い掛け金率を一体いいと思っておられるのかどううか、それをまず次官にお尋ねいたしましょう。

○伊東政府委員 この率が異常に高いということについては、これは確かに今後検討を加えていくべき事項だと思っております。

○山口(鶴)委員 掛け金のほうは、これ以上幾ら議論しても同じだと思いますから、大いに検討したいという次序の意欲的な御答弁が実現するようにお願いいたします、また他の委員からもこの

点はいろいろ御質問があると思いますから、今度
は長期のほうに移って御質問してみたいと思いま
す。

まず、法律案に係る部面についてお尋ねしたいと思うのですが、大蔵省の方が来ておられますから、大蔵省の方にお聞きしたほうが一番正確だと思うのですが、昭和三十五年三月三十一日を一とした場合に、昭和四十二年十月一日、これはこれからでありますか、このころの消費者物価係数は一体幾つになるとお見通しですか。

○津吉説明員 ただいま手持ちいたしております資料によりまして申し上げますと、全国消費者物価指数、三十四年を一〇〇といたしますと、四十一年におきまして一四七・二ということになっております。

○山口(株)委員　そうしますと、昭和三十五年の三月三十一日から昭和四十二年十月一日もおよそ——これは将来も入りますからわかりませんが、このくらいの傾向だということはお認めになりますね。そうしますと、この法律改正を見ますと、三二%しか上がらぬわけですね、そうでしょう、六十五歳未満の方の場合。そうしますと、この程度の改正では、物価指数から見てはるかに落ちていっているんじゃないですか。これでは、今回の閣議給法の改正、これに伴います共済組合の年金の改正がございまして、物価の変動にはるかに及ばない、一五%も及ばない、こういうことになりませんか。これで幾ら何でもかわいそうだと思いますね。法律、制度のたてまえは別としましても、常識から考えて、このような改定では全く問題にならぬというふうに考えますが、お考えはどうでしょう。

○津吉説明員　すでに申し上げるまでもなく、われわれ國家公務員共済組合について申し上げますと、三十四年の十月一日、あるいは現業の官吏でいいますと三十四年の一月一日から、官吏はそれまで恩給を適用されておりましたが、恩給を統合いたしまして、いわゆる社会保険制度として共済組合制度ができたわけでございます。われわれ共済

組合で給付をいたしますときに、そういういわゆる過去の勤務というものを吸収いたしましたして、共済年金の中にあるいは資格期間として、あるいは金額算定の基礎としての期間として通算をいたしまして、それぞれ恩給の場合は恩給のルールにより、それから、こまかい話になりますけれども、旧陸海軍あるいは旧外地、それから旧法という国家公務員共済組合法が二十三年からできておたわけでございますが、それより前の旧勅令の共済組合というものがございまして、もちろん新法に入ってから年金の計算は、そのルールによつてやるわけでございますが、それぞれのルールによりまして計算をした年金額を新共済制度において給付をするということにいたしております。先生の目的とされるところは、いわゆるスライド調整規定という問題につなげてくるのであろうかと思つてございまして、現段階におきまして、共済は、いま申しましたように、恩給公務員期間というものをそのまま引き継いでおる、あるいは恩給公務員と並行いたしまして、雇用人に適用されておた共済制度というものをそのまま引き継いでおる。したがって、その期間が相当にこれまた長い。いま申し上げましたように、三十四年から発足しておる新共済制度でございますので、その前における恩給公務員、あるいは旧法、旧勅令の共済組合員期間というものを引き継いでございまして、経過的には恩給における増額改定というものに一応現在の段階においてはバランスをとつて、増額改定をするという態度をもちまして、三十七年度、四十年、いずれもそういう改定を行なつてきておるところでございます。ただし、しからば共済はいつまでたつてもそういうことをやるのか、恩給追隨であるということとはちょっとちやうどいわれておるわけでございますが、それは現段階における、いま申し上げたような趣旨で追隨せざるを得ないという状態に対応する現在のバランスの取り方ということでありまして、もちろん共済、恩給その他の厚生年金保険等社会保険制度全般の調整の問題といたしまして、

これは申すまでもなく、法律上の規定としては、同様の趣旨のいわゆる調整規定が規定されておりますが、その具体化について総合的に検討が進められて、それで、もちろんいま指摘されました物価という要素がございまして、賃金——公務員で言いましたら公務員の給与あるいは生活水準その他の事情も勘案してということになっておりますので、そういうファクターを、いずれをどれだけとるべきであるかということ、それから申すまでもなく社会保険制度における負担の関係というものは、これは給付が上がるほどいいわけでございますが、これは負担が上がるほどいいわけでございますが、放し置かれて、給付だけ出まして財源がないというわけにもまいりませんので、その負担区分のほうも同時に検討されなければいかぬという調整の問題として基本的な上がつてまいるといふ次第でございます。これはしつこいようでございますが、現在の段階における増額改定というのは、われわれ恩給とバランスをとつて、それぞれの期間に対応するバランス上の増額改定を行なつておる状況であるというわけでございます。

○山口(鶴)委員 地方公務員共済の場合は、七十四条の二ですが、国家公務員共済組合の場合も同じ規定があると思つて、まあ、その規定に関連してもお答えがありました、これはあとで議論をしたいと思いますので、一応おきまして、今回の改正では、物価上昇にはか及ばない、一五%も物価上昇を下回つておる、こういうきわめて貧弱な改定でしかないということを私はこの際強く指摘をいたしたいと思つております。さて、そこで、これに關係する費用の問題であります、調査室のほうからいただきました資料を見ますと、この改定に要する費用は、四十二年一億六千万円、平年度三億八千万円程度だということであり、自治省のほうからいただきました資料もたしかそのような額だと思つております。そこで問題になりますのは、この部分に対応する費用については、これは全額地方公共団体が負担をするということでありまして、これは追加費用として完

全に見るといふことだらうと存じます。その点をまずひとつお尋ねをしたいと思います、問題は、そのあとの部分ですね。国家公務員共済組合の場合は三十四年に発足をしておりますから、なお問題は大きいと思つておる、地方共済の場合は三十七年の十二月一日から発足をした。しかしその施行後の三十七年十二月一日以降、組合員の期間を持つておる方については、これは二千六百円ベースでありますから、若干關係をして、この關係をしていく分は、金額的にはたいした額ではないと思つておりますが、この金額がおよそ幾らですか。それからこの費用については現在の三者負担というかつこうであるようでありまして、しかし私は、それは理論的におかしいのじゃないか、当然この分については追加費用として全額見るべきではないか、かように思つておりますが、この点についてひとつ御見解を承りたいと思つております。

○志村説明員 今回の新法年金の改定に要する費用でございますが、先生の御指摘がございましたように、新法年金のうち旧法部分につきましては、追加費用というかつこうでもつてこれは負担をするわけでありまして、それから新法年金のうちの新法部分でございますが、これは四十二年度におきましては所要額は約九千万円、平年度におきましては約二百万円、こういうかつこうになるわけでございます。それから次に、この新法年金のうちいわゆる新法部分につきましては、この三者負担ということにして、やはり地方公務員の新しい共済制度、新しい長期給付制度は社会保険制度の一環でございまして、社会連帯の思想に基づくものであるというふうに考えておるわけでございます。この場合の社会連帯という思想の中には当然世代連帯という考え方も入つておるというふうに考えております。さらには厚生年金保険におきましては、既規定年金の改定に要する費用は三者負担ということになっておりますので、やはりこれにもならつた、こういうことで

ございます。さらには先ほど申し上げましたように、平年度におきましては約二百万円、昭和四十二年度におきましては九千万円ということでございます。まして、財源率に及ぼすところの影響といひますのは千分の〇・〇一三五というふうに非常に小さいということでございますので、それらの事情を勘案いたしまして、国家公務員共済組合の場合にない、同じく三者負担、こういうことにしたわけでございます。

○山口(鶴)委員 しかし、そういうかつこうで推移したら一体どうなりますか。確かに現状では九千万円、平年度二百万円、それで済んだとしても、しかし先ほど大蔵省の給与課長は、御答弁もありましたが、また恩給のベースが改定になっていけば、当然これは現在の消費者物価の上昇の傾向を見れば、今回の恩給法の改定ですら物価上昇に追いつかない。一五%も下回つていくということなんです。これは恩給受給者の方々の不満というものは解決したとはいえないでしょう。一年たち二年たちという場合は、当然また恩給の改定ということは問題になると思つて、いままでそうだったから、当然なるでしよう。そうならつた場合に今度は共済組合でもつて、いや、その分の負担というものは三者負担なんだ、法律どおりなんだということになっていって、追加費用ではそれはないということになれば、現在の財源率は確かに千分の〇・〇一三五かどうか知りませんが、これが将来はどんどん大きくなるということは常識で考えておわかりやないですか。その場合、いつまでもこれは三者負担だということをおつておられなくなるんじゃないですか。それでは今度は、当然そういうもので長期給付の財源率で見なければならぬということになれば、それはその財源率に及ぼす影響は非常に大きくなると思つて、いまのように追加費用でなくともよろしいのだという考え方はたして通りますか。

○志村説明員 御指摘のように、将来どのような

昭和四十二年六月二十二日

改定が行なわれるか、そういった内容によりましては財源率に及ぼすところの影響もある程度出てくるのではないかと。これは十分予想されるというふうに考えておられるわけでございます。

ただ、現在私どももいたしましては、今回御提案申し上げております部分につきましては、いま御説明申し上げましたように現行財源率に対する影響は非常に小さいわけでございます。しかもこれは次の再計算の場合にあわせてやるというところでやっていると、いふふうにかんがえていただくことになります。それでは将来どうするかということに十分慎重に検討していかねばならぬ、かように考えているわけでありまして。

○山口(鶴)委員 将来の再計算のときにはお考えになるということですが、そうしたら今後——私はあとでまた国庫負担の問題に触れても質問したいと思うのですが、現行のように国庫負担は五割に引き上げられておいて、そういった本来追加費用で見えるべきもので共済組合のほうにほとんどしわ寄せが来るということになれば、組合員の掛け金率というのは雪だるま式にふえていくのじゃないですか。

この際ちよつとお尋ねをしてみたいと思うのですが、皆さんのほうで計算いただいております財源率については、昭和四十一年十一月で長期給付に要する費用の再計算をおやりになったようです。その基礎になつておられますのは、昭和三十八年から三十九年の給与実態ないしはこれに伴う残存率あるいはその他というものをいろいろ計算をされて財源率計算をおやりになったようですが、この財源率計算をやっておりますV、利率ですね、これは一体幾らで見ているのですか。

○志村説明員 五分五厘でございます。
○山口(鶴)委員 それで所要財源率の計算ですが、これは分母が給料現価総額、分子が給付金現価総額、すなわち $\frac{\sum b_i c_i}{\sum b_i D_i}$ これでござります。

をされている。その場合、確かに数式を見れば、まかくいろいろ計算をされているようですが、当然このVに対しては五分五厘の利率を見ているところがこの給与の実態は三十八年、三十九年のものであつて、その後給与改定で給与が変化している、こういったところについては見ているのですか。

○志村説明員 給与改定につきましては、財源率再計算の時点におきましては、これは将来行なわれるかどうか確定をいたしておりません。そういう意味におきましては不確定要素でございますので、再計算の場合には入れておらないわけでございます。

○山口(鶴)委員 入れてないですね。そうすれば、こういったかっこうで財源率を計算しても、この給与改定の推移いかんによつてはこの財源率は何もなくなるんじゃないですか。

○志村説明員 給与改定につきましては、いまお答え申し上げましたように、将来行なわれるかどうか不確定でございますので、やはりその再計算の時点におきまして織り込むわけにはいかない、こういうことでございます。そういうことになりましたら、先生の御指摘がございましたように、給与改定があつた場合におきましては、その分だけ不足するんじゃないか、こういうことになつてくるわけでございますが、この問題につきましては今後スライド制の実施等いろいろ問題もございまして、それらと関連をさせまして、十分検討していきたい、かように思つております。

○山口(鶴)委員 結局、この財源率計算では、給与改定の推移いかんでは不足するわけですね。相当額不足するでしょう。さつき私が指摘したように、また恩給ベースの改定によつて当然影響が出てきますね。これを追加費用で見るといふならいいですよ。見ない。そうして三者負担をやつていくということになれば、それでも不足をしていくんじゃないですか。そうならば、結局このようなかっこうで計算をいたしまして、財源率がこうなる、だからこうだということ御説明をいただいたい

も、結局、現行の会計では、これはもう将来へ行けば行くほど赤字といふものがある、この現在予測しなかつた不足金といふものがどんどん出てくるじゃないですか。そうでしょう。とすれば、この際思い切つて恩給ベースの改定に伴う費用ぐらひは追加費用で見るといふことをやつていかなければ、これは会計自体回つていかなくなるじゃないですか。だから、私はそういう心配があるからこそ、単年度九十万円、それから平年度二百万円程度の少ない金額であるけれども、これが将来は非常に大きな影響を及ぼすといふことを懸念をして聞いているわけです。このままで済まして済むとお考えですか。ひとつこれは局長なり次官からお答えいただきます。

○長野政府委員 御指摘のように、今後ベース改定があり、あるいはまた恩給等の改定があり、あるいはまたこのスライド制といふものがだんだん実行されていくようになるということになりますと、いまの三者負担といふものがそのまゝその形で維持できるのかどうかといふような問題があるではないかといふお話でございます。その点は、確かに私もそのとおりでありまして、将来につきましては、これは十分検討していかなければならない。要するに、それが被用者の負担といふものと、使用者側の負担と、それから国による負担、しかし、いずれにしても、それぞれにも負担能力、あるいは財政力、いろいろな限界もあるわけでございます。これは根本的な問題でもありまして、また他のいろいろなこの種の年金制度その他の他と全部に影響して、相関連する問題でありますから、これは非常に大きな問題として、関係機関が集まりまして、慎重に検討しなければならぬと思つております。とりあえずのところは、今回の改定、恩給法の改正に伴う改定につきましては、これをすつとやつていくかどうかということまで

ここで考えてしまつておるといふわけではないと、むしろ言えるわけでありまして。とりあえずのところは、それほどいたした——たいしたと言つては語弊がありますが、大きな変更にはならないといふことで、まあ従来からやつてきました。この新法部分についての増加費用につきましては、いふゆる三者負担といふことで、これは現在の厚生年金制度その他についても同じようなシステムが行なわれているわけですね。それとも関連をして、こういったかっこうでやつていく。やつていくについてそれほど大きな財源率に影響はないから、まあこれでやつていくといふことでございます。今後どうするか、さらにこういったものが加わつていった場合にどうするかということになれば、いまのような年金全体に影響を及ぼす会計でありますから、これはやはりこれがこのまゝ維持できるのかどうかといふことを含めまして考えていかなければならない問題だと思つております。

○山口(鶴)委員 大蔵省の給与課長さんにお伺いをいたしますが、国家公務員のほうは共済の発足が早いですが、いま問題になつていられる部分の費用といふのは相当になるんじゃないかと思つて、共済組合で恩給改定に伴ひまして要する経費はおおよそ幾らで、財源率上どの程度の影響が出ていますか。

○津吉説明員 地方公務員共済について言われましたところになります。申上げますと、いま申上げましたように、制度としては旧令と旧法と新法とございまして、初年度では六億七千七百万、平年度化いたしますと十六億二千五百万、財源率には、掛け金で申しますと千分の〇・〇一四影響いたします。それから負担の問題は、これは旧令、旧法及び新法の施行前の部分につきましては、は国の負担でございます。新法の、純粋新法部分といふものは、新法施行後の部分につきましては、先生から御指摘いただきましたように、いわゆる三者負担でございます。

○山口(鶴)委員 国家公務員共済のほうは財源率からいって〇・一ですから、計算上ちよつとまあ顔を出す程度ですから、当然これが数年後さらに改定が行なわれるとすれば、これは財源率、掛け金率には影響する数値になつてくると思つております。地方共済でも同じだろうと思つて

ね。そういたしますと、今回再計算をいたしました。地方職員の場合は財源率が千分の一〇・七・五、従来は九・九だったわけですが、したがって組合の掛け金率が四・二か四五という形でふえてきているわけですが、これです。このしる地方財政計画では、十二月からですか、新しい掛け金率になることを予想して地方財政計画をおきめになっていますが、組合の掛け金率が再計算によって千分の三・三がることについても、組合員の人たちが相当大きな関心を示しているというところは、皆さん御案内のとおりだと思っております。としてくれれば、制度上のいわば、確かにお互い、何といいますか、社会保障でなく社会保険なんでも、お互い持ちつ持たれつだというお話をすれば、それはそれで済むかもしれないけれども、現実には組合員の掛け金率が非常に上がってくる。先ほど短期の場合を指摘しましたが、長期の場合も、恩給ベースの改定によるものも、これは掛け金率、財源率に影響して、組合の掛け金も上がってくる。さらには給与改定の推移によって、当然それも再計算の際に織り込むことになれば、その影響によるところの財源率も上がり、組合の掛け金率も上がっていくということになれば、組合の掛け金率というものは天井知らずで、どんどん上がっていくことになるんじゃないですか。とすれば、各共済組合のほうの要望している長期給付に対しても、この際、一五％国が持っているのを二〇％持つというような形をとっていくというようなことは、これはもうだれが考えても常識じゃないかと思うのです。この際、どうですか、いま申し上げたように、長期給付についての掛け金も将来どんどん上がっていくという予想が立ちますときに、この公的負担一五％、これを二〇％、さらには二〇％をこえて上げていく。そうでなければ組合員の負担というものは非常なものになっていくということでは、次官も十分御案内だと思われけりやうです。この点に対しても、公的負担というものをふやす、公共団体または国の負担というものをふやしていく、そして組合の掛け金というものをあ

る程度上げないという措置をとるということについて、一体どうお考えでございますか、ひとつ承りたいと思います。

○伊東政府委員 お説のとおり、それは、組合員の負担能力を軽減する意味で、公的負担を少しづつ上げていくということは、いいことだと思っております。

○山口(鶴)委員 いいことだと思つて——いいことだと思つてさっぱり実現しなかったというのでは、これはぐあいが悪いと思うのです。かつて政務次官は当委員会におきまして、住民税に関連しまして均等割りは廃止すべきものだと言われまして、いいことだと思つたけれども、現実には、明年度地方財政計画あるいは地方税法が国会に提案されて、ふたをあげてみたら、自治省の中には、均等割りを上げたのだという御意見も相当あると承つておるわけでありまして、いいことだと思つたけれども、現実には逆な法律が提案になったというのでは、私は問題だと思つたのです。よいことだという御答弁はけっこうなんでありまして、それをことしは大蔵省に要求したけれども、実現を見なかった。しかも十二月からは再計算による財源率というものが動きだすならば、組合の掛け金が現に上がっていくということは目下の間に迫つておるわけですから、少なくともこの再計算による財源率が組合員の掛け金率に影響を及ぼさないように、現実には掛け金率が本年度においては上がらないように公的負担をふやすという御熱意がありますか、ひとつ承りたいと思つておるわけでございます。

○長野政府委員 国とか、公的負担部分をふやすべきだ、たとえば一五％を二〇％にすべきだ、そういうことによりまして組合員の負担の軽減をはかるべきではないか、これはもう、そういう意味で職員の側から年来主張されておることは私もよく承知しておるわけでありまして、それにつきまして、いろいろな共済制度や年金制度については国庫負担の割合というものが必ずしも同一では

ない、そういうことからいろいろ問題があるんじゃないかということでありまして、これにはそれなりの、またいろいろと別の立場からの説明も実はあるわけでありまして、実際においてはこれ均等割りとれていんだという議論もございまして、しかし、形式においては、共済のほうは一五％で厚生年金のほうは二〇％じゃないか、あるいはまた私学共済は一六％じゃないか、そういう意味では、少なくとも形式的な負担割合は非常に違うんじゃないか、こういうものをそろえるべきだという議論ももちろんあるわけでありまして、私どもも、そういう意味で、これは地方公務員の共済だけの問題でもございせんので、共済全体の問題としてぜひ各機関によつていろいろ検討して、事態の推移に応じて考えてもらいたいということの要請をしておるわけでございます。今後ともそういう意味での努力はいたしてまいりたいと思つております。

ただ、現在のところでは、むしろ厚生年金等については二〇％に上げることによつて、実質やうと、国家公務員共済とかその他の共済の一五％にやうと実額では均衡したのだという考え方もあるわけなんです。その点いろいろございまして、お話しのような線に沿ひまして、今後とも検討し、努力をしてまいりたいと思つております。

○山口(鶴)委員 どうも局長の御答弁の一番最後は気になるんです。他との均衡を言うのだったから、また短期へ戻りましょう。市町村職員共済の短期の掛け金率は一体どうなんですか。

○長野政府委員 短期はどうだとおっしゃいますか、短期につきましては、短期についての共済の考え方というものは、私どもは全体の均衡を考え、考え方をある程度統一しなければならぬものと思つております。御指摘の点は、個々の、先ほども青森の話が outcome として御指摘がございましたが、個々の共済組合での財源率と申しますか、したがって、掛け金率が高くなつておるのじゃないか、これを何とかしろというお話、これは、その高いという事情から出てくる問題としては私ども

了解できるわけでございますけれども、やはり短期給付は短期給付として、共済というたてまえからしましては、これは全部折半負担というわけで行なわれておるわけでございます。その点の全体の一つのたてまえというものの調整に実は苦慮をいたしておるわけでございます。

それから長期給付は長期給付でまた他との関連を考えざるを得ないというところに困難性がいろいろ出てくるわけでございます。短期と長期とでそれぞれ考え方を異にしておるの、共済全体として、短期については折半負担だけで考えて、長期についてはそういう公的負担部分があるというたてまえ、そのたてまえの中での均衡を考えていく、こういうことにならざるを得ないというのが現状でございます。

○山口(鶴)委員 しかし、どうですか、長期のほうは、むしろ掛け金が四五になったつて、公務員との比較を考えればいいじゃないかという趣旨の御答弁だったから、私はいまのようなことを申し上げたのです。だから長期は長期で均衡を保つ、短期は短期で均衡を保つという、そういうお考えのほかに、それじゃ組合員の負担というものは一体どうなんだといった観点からのお考えというものが必要じゃないかと思うのです。だから青森県の例を引いて恐縮ですが、青森県の組合員の場合は、短期で千分の五十五です。そのうでしよう。それから長期の場合は市町村共済、今度再計算で四・四になるそうです。そうすれば青森県の組合員の人々千分の九十九、まさに一割の掛け金をみな負担しなければならぬということになるのじゃないですか。こういった掛け金の負担というものが現行の公務員の賃金の実態、生活の実態というものをから考えて、はたして適切であるかどうかということですよ。まさに一割もの負担をかぶせて、それでその負担が過酷でないとお考えですか、どうなんですか。

○長野政府委員 お話しのとおりの意味に私どもも実は感じておるわけでございます。したがって、青森県の場合だけを例にするわけでもない

わけですけれども、ああいうところについての事情もいろいろと調査もいたしましたし、実態についてもいろいろと検討を加えたのでございますが、そういったしますと、青森県自体としても相当改善をする余地はあるようにございます。それは組合員の負担が非常にかかるということが決して望ましいわけではございません。そうしてまた決して高くないじゃないかというお話しもそのとおりでございます。しかしまた同時に青森県の市町村共済組合としても、なおなお改善くふうをこらし、組合員としてもやはりそれに協力をしていくという余地も実はあるようにございます。その事態の推移を見ておるのだということを先ほど申し上げましたが、そういう意味ではこれはともいかなぬということになれば、どうしても方法、手段を考へなければなりません。そういう意味でいわゆる調整資金等のものも考へていかなければならぬと思ひます。私も決して負担が軽いかか軽減されるとかいうことを申しておるわけではございませんが、そういうことの中で何とか改善を重ねながら、くふうをこらしながら、なるべく負担を軽減する努力をしていく、それから全体としてもそういう方向での長期、短期を通じても考へていくと必す来るでございましょうし、また常時検討を重ねまして、改善をしていかなければならぬもの、こう考へております。ただ、共済には共済全体のいろいろ共通した理屈、たてまえがありまして、ある程度足並みをそろえるということも必要であります。この辺の調節をどのようにしていくかということにかかっているというふうにも言えるわけでございます。今後とも努力をしてまいりたいと考へております。

○山口(鶴)委員 今度は少しほかの官庁の方にお尋ねしましょう。

警察庁の厚生課長さん、お見えでございますね。警察の特別職員の再計算の結果によりまして、百十五ですか、掛け金率が四十八、非常に高くなるわけですね。こういった負担の著しい状態というものについて一体どう考へてですか。さら

に警察のほうも、短期の掛け金率は三十一・三五、こういう状態です。短期のほうは他との比較であまり著しく高いという状態ではないのですが、長期については共済組合法の規定の關係もあって、これはどうしても高くなるのだらうと思ひます。そういった負担の状況を考へ、この際、公的負担を導入をして掛け金率の増加を防いでいくということについては、特に警察の特別職員の方の場合についてはそういう気持ち強いのではないかとと思ひますが、御見解を承りたいと思ひます。

同じく文部省の福利課長さんが見えのようでありまして、文部省の課長さんにお尋ねしたいと思ひますが、公立学校の課長さん、財源率百七・五、再計算をいたしますと、掛け金率が四十五になります。現行の四十二から見ると、千分の三上がります。しかも私立学校共済については公的負担が百分の十五ではなくて十六ですね。そういった公立学校の現状、私立学校の公的負担の割合、こういうものとの比較において、本年度内は掛け金率の増加を何としても防いでいく、そのために公的負担を、掛け金率を上げなくて済むように、それまでに間に合うように公的負担の増加をからとっていく、こういうおつもりはあるのですか。あわせてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○阪野説明員 警察共済組合の長期給付の財源率の問題であります。御指摘のように高いのでありますけれども、その理由をいたしましては、警察職員が地方職員に比べて在職年数が短い、つまり早くやめるといふことがその理由になっております。したがって、三十八年、三十九年の調査によりまして、退職年齢が警察の場合では地方職員に比べて約二年、公立学校の職員に比べて約一年短い、したがって、それに伴ひまして、掛け金が少なくて、逆に年金の受給年数が長くなるといふことが財源率を高くしている一つの理由に考へております。

片寄つておるように考へられます。つまり警部補から警部になります際には、警察の特例のほうから一般組合員のワケのほうに入るのではありませんけれども、俸給の高い者をそのまま持ち込むということになりますので、それに伴つて警察の一般のほうの財源率が高くなるという理由になつております。

それからあと警察の特例のほうは、警察の中の一般の組合員の財源率に比べて高くなつておりますけれども、これは一つは年金のつきます期間が警察の特例の場合には十五年でありまして、一般組合員の場合には二十年ということでありまして、したがって、受給年数が長いということもあつて、したがって、掛け金が高くなるということになつております。なお警察の特例のほうは一般組合員に比べて、男子職員ばかりでありまして、女子職員がいないというふうな状況でございまして、したがって、退職一時金をもらつてやめるという者がありませんで、ほとんどが年金の受給者でありますので、それが警察の特例の側の財源率を高くしている理由に考へております。確かに御指摘のように高いのでありますけれども、この高きはまだ権衡を失するほどのものではないというように考へております。

それとなお御質問になりました公費負担の割合を百分の十五を百分の十六に上げようという問題でありますけれども、自治省側が御答弁になりましたように、私も私どももいたしまして、厚生年金に比べて、実質的にはほとんど同じであると考へられますし、国または地方の制度との権衡を考へながら慎重に検討したいと考へておる次第であります。

○手塚説明員 お尋ねのございました組合員の長期の掛け金率が現在千分の四十二、それを十二月から千分の四十五ということになつておりまして、三の引き上げでございまして、確かに引き上げるといふことについては組合員の負担がそのために加重するので、できるだけ組合員の負担を軽くすることが望ましいという気持ちを持つており

まして、そういう方向に努力したいと思つております。しかし、現状におきましては、いま自治省その他からのお話もございましたとおり、厚生年金等の実額、組合員と申しますか、年金受給者の実際に受け取る金額との権衡を考へますと、まだこちらのほうが若干、少しはいいのではないかとのお話しもございまして、それから私学共済との比較でございまして、私学共済は私学振興という立場からできるだけ私学の教職員の待遇を公務員に近づけたい、特に長期の關係、年金制度におきまして、公務員の処遇に近づけたいということでございますが、新法部分に關しましてはほぼ同じようになつたわけでありまして、新法を適用するそれ以前の問題につきましては、まだ公務員に比べて非常に違つておりました。それを昨年特に公務員ベースに相当近づけることができました。それに要する費用は全部、その引き上げに要する部分だけは少なくとも国でめんどうを見たほうがいいのではないかと、比較均衡のため、むしろ私学共済につきましては百分の一の、負担割合を百分の十六ということにいたしましたわけでございます。しかしこれも私学共済の立場からいたしますと、公務員に近づいたというだけでございまして、これでも十分満足しているという

ことではございません。その点で均衡は、非常にこまかい厳密な計算はできませんが、比較的は現在の段階で均衡している。そういうことからいいますと、将来としては組合員の負担を上げるといふことは好ましいこととは思ひませんが、現在としてはほかとの均衡上やむを得ないと考へております。しかし今後とも、将来ともできるだけそういうことについては配慮していきたい、こう考へます。

○山口(鶴)委員 文部省の課長さんが御答弁になりましたから、公立学校の關係についてひとつさらにお尋ねしたいのですが、公立学校共済組合の教職員の掛け金でなくて、負担金の分、短期、長期、それから追加費用、すべてこれは交付税で見えていますね。半分交付税、それから半分国庫負担

金ということでしょう。

○手塚説明員 義務教育ですか。

○山口(鶴)委員 ええ、義務教育関係ですね。そこで私はお尋ねしたいと思うのですが、少なくとも追加費用については、半分交付税で見ても、半分負担金で見てもおかしいんじゃないか。公立学校共済は全国一本でしょう。そうした場合に、交付税で見ても、東京府の場合には一体どうなるのですか。それから国庫負担金で見るとあの半分についても、当然東京都の場合は政令で国庫負担金が頭打ちになっていきますね。そうした場合に当然国が見なければならぬ追加費用、それから負担というのについて、結局当該の府県にいわば著しい犠牲を背負わせることになるんじゃないですか。この点、こういった追加費用なり負担というものを交付税で見ることについては非常におかしいのじゃないか、私はこういう感じを受けるのですが、その点どうでしょう。

○手塚説明員 交付税制度の関係の問題でございまして、これは自治省のほうからお答えするのが筋と思いますが、東京都等の頭打ちをしていること、あるいは交付税が現実に行かないのはどうかというところでございますけれども、一応自主財源を持っているというたてまえで、交付税上は考え方としては見ておられるように私は思います。

それで、国庫負担が直接なればしからぬではないかというお話でございますが、公立学校共済組合のうち義務教育の職員は六十数%でございまして、それについては、ほかの制度でもって半額を見るという制度が確立しておりますので、国といたしましては、長期給付の関係の使用者負担分、公的負担分と合わせましても、都道府県の負担分について半額を見ているわけでございます。それにつきましては、一般の給与の問題と同じではないか、私はこういうふうな考えております。

○山口(鶴)委員 しかし、全国一本の公立学校の共済、しかも必要な追加費用、さらには公的な負担の問題、こういうものを交付税でこういう形で見ることにについては私は問題があると思います

が、このあと理事懇談会等があるようでありまして、この追加費用等の問題を交付税で見える問題、さらにはスライド制の問題等につきましてはあとに譲りまして、本日はこれで一応打ち切らせていただきます。

○亀山委員長 次会は、明二十三日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

第一条 道路交通法(昭和三十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 交差点における通行方法等」

第三十四条(第三十八條)を「第六節 交差点における通行方法等(第三十四條—第三十七條)」と改める。

第三十八條(第三十八條)を「第六十三條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十九條(第三十九條)を「第六十四條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十條(第三十條)を「第六十五條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十一條(第三十一條)を「第六十六條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十二條(第三十二條)を「第六十七條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十三條(第三十三條)を「第六十八條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十四條(第三十四條)を「第六十九條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十五條(第三十五條)を「第七十條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十六條(第三十六條)を「第七十一條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十七條(第三十七條)を「第七十二條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十八條(第三十八條)を「第七十三條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第三十九條(第三十九條)を「第七十四條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第四十條(第四十條)を「第七十五條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第四十一條(第四十一條)を「第七十六條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第四十二條(第四十二條)を「第七十七條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第四十三條(第四十三條)を「第七十八條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第四十四條(第四十四條)を「第七十九條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第四十五條(第四十五條)を「第八十條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第四十六條(第四十六條)を「第八十一條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第四十七條(第四十七條)を「第八十二條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第四十八條(第四十八條)を「第八十三條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第四十九條(第四十九條)を「第八十四條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第五十條(第五十條)を「第八十五條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第五十一條(第五十一條)を「第八十六條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

第五十二條(第五十二條)を「第八十七條(第三十八條—第三十九條)」と改める。

当該横断歩道の直前で一時停止しなければならない。

3 車両等は、交通整理の行なわれていない横断歩道及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十條、第三十一條の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等(軽車両を除く)の側方を通過してその前方に出るはならない。

(罰則 第百十九條第一項第二号の二、第百二十二條)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八條の二 車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

(罰則 第百十九條第一項第二号の二、第百二十二條)

第四十一條第一項中「並びに第三十四條」を「第三十四條」に改め、「第四項」の下に「並びに第三十八條第三項」を加える。

第四十一條の二第四項中「第四項まで」の下に「第三十八條第三項」を加える。

第五十三條の付記中「第九号」を「第八号、同条第二項」に改める。

第五十七條の付記中「第一項については」の下に「第百十九條第一項第三号の二」を加え、「第十号」を「第十号の二」に改める。

第三十條第十二節中第六十三條の二の次に次の一条を加える。

(運行記録計による記録等)

第六十三條の三 自動車の使用者その他自動車の整備の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命令の規定により運行記録計を備えなければならないこととされている自動車で、これらの規定により定められた運行記録計を備えていないか、又は当該運行記録計について

の調整がされていないためこれらの規定により定められた事項を記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。

2 前項の運行記録計を備えなければならないこととされている自動車の使用者は、運行記録計により記録された当該自動車に係る記録を、総理府令定めるところにより一年間保存しなければならない。

(罰則 第百二十一條第一項第九号の二、第百二十三條)

第六十四條中「又は第百三條」を「第百三條」に改め、「第四項」の下に「又は第百三條の二第一項」を加える。

第六十七條中「第八十五條第五項」の下に「若しくは第六項」を加える。

第七十一條中「及び第八十五條第五項」を「並びに第八十五條第五項及び第六項」に改め、「第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同条の付記中「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に、「第二号から第四号まで」を「第二号及び第三号」に改め、「第九号の二」の下に「第百二十二條」を加える。

第七十四條の二第三項中「第一項、第二項又は第三項」を「第一項から第四項まで」に改める。

第七十五條第三項中「第八十五條第五項」の下に「又は第六項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項又は第六項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 前条第一項の安全運転管理者その他車両(軽車両を除く。以下この項において同じ)の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、車両の運転者に第五十七條第一項の規定に違反して積載をして車両を運転することと命じ、又は車両の運転者が同項の規定に違反して積載をして車両を運転することを容認してはならない。

第七十五条の付記中「第百二十三条」の下に「第四項については第百二十条第一項第十一号の五、第百二十三条」を加える。

第七十五条の第四項中「二」を「又は三」に改め、同条第二項中「左側の」を「高速道路の左側端から数えて一番目の」に改め、同条第三項中「右側の」を「その通行している車両通行帯の直近の右側の」に改める。

第八十五条第五項中「二年」を「三年」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加え、同条の付記中「第五項」の下に「及び第六項」を加える。

6 大型免許を受けた者で二十歳に満たないものは、第二項の規定にかかわらず、大型自動車（政令で定めるものを除く。）を運転することはできない。

第八十八条第一項第一号中（大型自動車に係る仮免許を含む。）の下に「にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に」を加え、同項第六号中「又は同条」を「若しくは同条」に改め、「一年」の下に「（第百三条の二第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、一年から当該免許の効力が停止されていた期間を除いた期間）」を加え、「又は免許」を「又はこれらの規定若しくは第百三条の二第一項の規定により免許」に改め、同項第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「第四項の規定により」の下に、「又は第百七条の五第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により」を加える。

第九十六条第四項中「第二項及び」を「第二項、第三項及び」に、「又は第百三条」を「第百三条」に改め、「第四項」の下に「又は第百三条の二第一項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、普通免許、

大型特殊免許又は軽免許を現に受けている者に該当し、かつ、当該免許によつて運転することができない自動車の運転の経験の期間が通算して二年以上の者でなければならぬ。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による適性検査について必要な事項は、総理府令で定める。

第百三条第三項中「次条」を「第百四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（免許の効力の仮停止）

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に關し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に對し、当該交通事故を起こした日から起算して二十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができ、

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、第百七条の違反行為をしたとき。

二 第百七条の二第一号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第百八条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第百九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会を与えなければならない。

3 仮停止を受けた者は、免許証を当該処分をした警察署長に提出しなければならない。

4 仮停止をした警察署長は、すみやかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに

該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会に対し、総理府令で定める仮停止通知書及び前項の規定により提出を受けた免許証を送付しなければならない。

5 前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に当該仮停止に係る事項を記載しなければならない。

6 第四項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、あわせて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

7 仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

8 仮停止を受けた者が当該事案について前条第二項又は第四項の規定により免許の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該免許の効力の停止の期間に通算する。

（罰則第三項については第百二十一条第一項第九号）

第百四条第一項中「前条」を「第百三条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「第百三条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 公安委員会は、そのあらかじめ指定した医師の診断に基づき、第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当することを認定した者については、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで第百三条第一項又は第四項の規定により免許を取り消すことができる。

第百六条中「したとき、」の下に「警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、」を加える。

第百七条第二項中「受けた者は、」の下に「第九十条第三項又は第百三条第二項若しくは第四項の規定により」を加え、同条第三項中「公安委員会」の下に「又は第百三条の二第四項若しくは第六項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会」を加える。

第百七条の二中「又は同条」を「若しくは同条」に改め、「第四項の規定により」の下に「又は第百七条の五第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により」を加える。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による適性検査について必要な事項は、総理府令で定める。

第百七条の五第三項中「第四項中」の下に「「第百三条第一項又は第四項の規定により免許を取り消す」とあり、又は同条第五項中」を加え、「前条」を「第百三条」に改め、同条第五項中「公安委員会」の下に「又は第九項において準用する第百三条の二第四項若しくは第六項の規定により国際運転免許証の送付を受けた公安委員会」を加え、同条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「第四項の規定により」の下に「又は第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により」を加え、同条に次の一項を加える。

9 第百三条の二の規定は、国際運転免許証を所持する者が自動車等の運転に關し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第五項中「記載」とあるのは「総理府令で定めるところに

より記載」と、同条第六項中「前条第三項」とあるのは「第百七条の五第八項において準用する前条第三項」と、同条第七項及び第八項中「前条第二項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する前条第四項の規定」と読み替へるものとする。

第百七条の五の付記中「及び第六項」を「第六項及び第九項」に改める。

第百七条の六中「又は」を「若しくは」に改め、「したとき」の下に「又は警察署長が前条第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したとき」を加える。

第百七条の七第一項中「又は第百三条」を「第百三条」に改め、「第四項」の下に「又は第百三条の二第一項」を加える。

第七十章中第百十四条の次に次の一条を加える。

(公安委員会の事務の委任)

第百十四条の二 公安委員会は、免許の保留及び免許の効力の停止に関する事務（これらの処分の際の弁明の機会の供与及び聴聞に関する事務を含む。）を警視總監又は道府県警察本部長に行なわせることができる。

2 方面公安委員会は、前条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長に行なわせることができる。

第百十八条第一項第一号中「第四項の規定により」の下に「若しくは第百七条の五第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により」を加え、同項第五号中「第五項」の下に「又は第六項」を加える。

第百十九条第一項第二号の二中「歩行者の保護」を「（横断歩道における歩行者の優先）、第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第五十七條（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運搬した者

第百十九條第一項第九号の二中「第三号又は第四号」を「又は第三号」に改める。

第百二十條第一項第八号中「第二項」の下に「第五十三條（合図）第一項」を加え、同項第九号中「第五十三條（合図）第一項」を削り、「第五号、第六号若しくは第七号」を「第四号、第五号若しくは第六号」に改め、同項第十号中「第五十七條（乗車又は積載の制限等）第一項」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十の二 第五十七條（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反した者（前条第一項第三号の二に該当する者を除く）

第百二十條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の五 第七十五條（車両等の運行を管理する者の義務）第四項の規定に違反した者

第百二十一條第一項第九号中「第一項」の中に「第百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第九号の二中「第七十四條の二」の上に「第六十三條の三（運行記録計による記録等）又は」を加える。

第百二十二條第一項中「第五号、第九号」を「第三号の二、第五号、第九号、第九号の二」に改め、「第十号」の下に「第十号の二」を加え、「第二号の二、第五号若しくは第九号」を「第五号若しくは第九号」に改める。

第百二十三條中「第五号」を「第三号の二、第五号」に改め、「第十号」の下に「第十号の二」を、「第十一号の四」の下に「第十一号の五」を加える。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 罰則（第百十五條—第百二

「第八章 罰則（第百十五條—第百二十四條）」を

第九章 反則行為に関する処罰（第百二十五條—第百三十一條）

第一節 反則行為（第百二十五條）

第二節 告知及び通告（第百二十六條—第百二十九條）

第三節 反則行為の処罰（第百三十條—第百三十一條）

本則に次の一章を加える。

第一章 通則

（通則）

第百二十五條 この章において「反則行為」とは、前章の罪にあたる行為のうち別表の上欄に掲げるものであつて、車両等（軽車両を除く。）次項において同じ。）の運転者がしたものをいい、その種類は、政令で定める。

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含む、第百七条の二の規定により国際運転免許証で当該車両等を運転することができるとされている者を除く。）又は第八十五條第五項若しくは第六項の規定により当該反則行為に係る大型自動車等を運転することができないこととされている者

二 過去一年以内に、第百三条第二項第二号又は第百七条の五第一項第二号に該当することを理由として、第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の

規定による自動車等の運転の禁止を受けたことがある者

三 当該反則行為をした場合において酒気を帯びていた者（当該反則行為に係る罪が第百二十二條第一項に規定する罪である場合に限る。）

四 当該反則行為をし、よつて交通事故を起こした者

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表に定める金額をこえない範囲内において、反則行為の種類に応じ政令で定める。

（告知）

第百二十六條 警察官は、反則者（二十歳に満たない者を除く。以下この章において同じ。）があると認めるときは、次の各号に掲げる場合を除き、その者に対し、すみやかに反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種類並びにその者が次条第一項前段の規定による通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知するものとする。ただし、出頭の期日及び場所の告知は、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 その者の居所又は氏名が明らかでないとき。

二 その者が逃亡するおそれがあるとき。

2 前項の書面には、この章に定める手続を理解させるために必要な事項を記載するものとする。

3 警察官は、第一項の規定による告知をしたときは、当該告知に係る反則行為が行なわれた地を管轄する都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）にすみやかにその旨を報告しなければならない。ただし、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十條の二又は第六十六

条第二項の規定に基づいて、当該警察官の所属する都道府県警察の管轄区域以外の区域において反則行為をしたと認められた者に対し告知をしたときは、当該警察官の所属する都道府県警察の警察本部長に報告しなければならぬ。

(通告)

第百二十七条 警察本部長は、前条第三項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。この場合においては、その者が当該告知に係る出頭の期日及び場所に出頭した場合並びにその者が第百二十九条第一項の規定による仮納付をしている場合を除き、当該通告書の送付に要する費用の納付をあわせて通告するものとする。

2 警察本部長は、前条第三項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者でないとき、その者に対し、すみやかに理由を明示してその旨を書面で通知するものとする。この場合においては、その者が当該告知に係る種別以外の種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。

3 第一項の規定による通告は、第百二十九条第一項に規定する期間を経過した日以後において、すみやかに行なうものとする。

第三節 反則金の納付及び仮納付
(反則金の納付)

第百二十八条 前条第一項又は第二項後段の規定による通告に係る反則金(同条第一項後段の規定による通告を受けた者にあつては、反則金及び通告書の送付に要する費用。以下こ

の条において同じ。)の納付は、当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内(政令で定めるやむを得ない理由のため当該期間内に反則金を納付することができなかった者にあつては、当該事情がやんだ日の翌日から起算して十日以内)に、政令で定めるところにより、国に対してしなければならない。

2 前項の規定により反則金を納付した者は、当該通告の理由となつた行為に係る事件について、公訴を提起されない。

(仮納付)

第百二十九条 第百二十六条第一項の規定による告知を受けた者は、当該告知を受けた日の翌日から起算して七日以内に、当該告知された反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を政令で定めるところにより仮に納付することができる。ただし、第百二十七条第二項前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

2 第百二十七条第一項前段の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより公示して行なうことができる。

3 第一項の規定による仮納付をした者について当該告知に係る第百二十七条第一項前段の規定による通告があつたときは、当該仮納付をした者は、前条第一項の規定により当該通告に係る反則金を納付した者とみなし、当該反則金に相当する金額の仮納付は、同項の規定による反則金の納付とみなす。

4 警察本部長は、第一項の規定による仮納付をした者に対し、第百二十七条第二項前段の規定による通知をしたときは、当該仮納付に係る金額をすみやかにその者に返還しなければならない。

第四節 反則者に係る刑事事件
(反則者に係る刑事事件)

第百三十条 反則者は、当該反則行為についてその者が第百二十七条第一項又は第二項後段

の規定により当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付の通告を受け、かつ、第百二十八条第一項に規定する期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

一 第百二十六条第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するため、同項の規定による告知をしなかつたとき。

二 その者が書面の受領を拒んだため、又はその者の居所が明らかでないため、第百二十六条第一項の規定による告知又は第百二十七条第一項若しくは第二項後段の規定による通告をすることができなかったとき。

別表

反 則 行 為 の 区 分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百十八条第一項第三号又は第二項の罪にあたる行為(法令で定める最高速度又は第二十二条第二項若しくは第二十三条の規定に基づき公安委員会が定める最高速度を二十五キロメートル毎時以上こえる速度で運転する(行為を除く。))		大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車(以下「大型自動車等」という。)	一万五千元
		普通自動車、自動二輪車及び軽自動車(以下「普通自動車等」という。)	一万円
		小型特殊自動車及び原動機付自転車(以下「小型特殊自動車等」という。)	七千円

第五節 雑則
(方面本部長への権限の委任)

第百三十一条 この章の規定により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行なわせることができる。

(政令への委任)

第百三十二条 この章に定めるもののほか、第百二十六条第一項又は第百二十七条第一項若しくは第二項に規定する書面の記載事項その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則の次に次の別表を加える。

第百十九條第一項第一号（第七條第三項に係る部分を除く。）、第二号、第二号の二、第三号の二、第五号、第九号、第九号の二若しくは第十五号又は第二項（第七條第三項に係る部分を除く。）の罪にあたる行為

第百二十條第一項第二号から第八号まで、第九号（第七條第一号、第四号、第五号又は第六号に係る部分に限る。）、第十号から第十一号まで、第十二号若しくは第十四号又は第二項の罪にあたる行為

第百二十一條第一項第五号から第八号まで、第九号の二若しくは第十号又は第二項の罪にあたる行為

大型自動車等	一万円
普通自動車等	八千円
小型特殊自動車等	五千円
大型自動車等	五千円
普通自動車等	四千円
小型特殊自動車等	三千円
大型自動車等	四千円
普通自動車等	三千円
小型特殊自動車等	二千円

備考

反則金の限度額は、この表の上欄に掲げる反則行為の区分及びこの表の中欄に掲げる反則行為に係る車両等の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

第三条 道路交通法の一部を次のように改正する。

第九十六條第二項中「大型特殊免許又は軽免許」を「又は大型特殊免許」に改める。

別表中「自動二輪車及び軽自動車」を「及び自動二輪車」に改める。

附則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条の規定中道路交通法目次の改正規定（第百十四條を改める部分に限る。）、同法第七十五條の四の改正規定及び同法第百十四條の次に一条を加える改正規定 この法律の公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。次項から附則第五項までにおいて同じ。）

及び次項から附則第五項までの規定 この法律の公布の日から起算して三月を経過した日
三 第二条並びに附則第六項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定 昭和四十三年七月一日
四 第三条及び附則第十二項の規定 道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号）第二条の規定の施行の日（昭和四十三年九月一日）

2 第一条の規定の施行の際現に大型自動車免許（以下「大型免許」という。）を受けている者

で、大型免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許によつて運転することができ、自動車の運転の経験の期間が過算して二年に達しているものは、同条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十五條第五項の

規定の適用については、これらの自動車の運転の経験の期間が過算して三年に達しているものとみなす。

3 第一条の規定の施行の際現に大型免許を受けている者及び大型免許の運転免許試験に合格して大型免許を受けていない者に係る大型自動車の運転及び大型免許については、新法第八十五條第六項及び第八十八條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第三條の二第一項の規定は、第一条の規定の施行前に交通事故を起こした者で当該交通事故に関し同項各号のいずれかに該当することとなつたものについては、適用しない。

5 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第二条の規定による改正後の道路交通法第九章及び別表の規定は、同条の規定の施行前にした行為については、適用しない。

7 国は、当分の間、交通安全対策の一環として、第百二十八條第一項の規定により納付された反則金に係る収入額に相当する金額を、毎年度、政令で定める道路交通安全施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）の設置に要する費用に充てさせるため、交通安全対策特別交付金（以下「交付金」という。）として、交通事故の発生件数、人口の集中度等を考慮して政令で定めるところにより、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付するものとする。

8 前項の規定により交付すべき交付金の毎年度分の総額は、当該年度における反則金に係る収入見込額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していないものを加算し、又は当該収入見込額から当該前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額をこえて交付した額を控除した額とする。

9 国は、都道府県又は市町村が、交付を受けた交付金を附則第七項に規定する道路交通安全施設

の設置に要する費用に充てなかつたときは、政令で定めるところにより、その充てなかつた部分に相当する金額の返還を命ずることができ、この場合において、その返還された金額は、当該返還された年度の翌年度又は翌翌年度において、同項の規定により交付すべき交付金の当該年度の総額に加算する。

10 国は、交付金の用途及び道路交通安全施設の設置の状況等に関し、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村から報告を徴することができる。

11 前四項の規定による交付金に関する事務は、自治大臣が行なう。

12 第三条の規定の施行前にした軽自動車に係る反則行為は、同条の規定による改正後の道路交通法第九章及び別表の規定の適用については、普通自動車に係る反則行為とみなす。

13 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（反則行為に関する処理手続の特例の適用）

第十一条 道路交通法第九章及び別表の規定の適用については、第八條第二項第三号若しくは第四号又は同条第三項の罪にあたる行為は、同法第八章の罪にあたる行為のうち同法別表の上欄の同法第百二十條の罪にあたる行為の項に掲げるものとみなす。

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）附則第七項の規定による交通安全対策特別交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

第十二條第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

第十七条第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付すべき交通安全対策特別交付金の額の決定及び返還に関すること。

理由

最近における道路交通の実情にかんがみ、歩行者の保護のための車両等の通行方法に関する規制を強化し、大型自動車の運転の資格要件を厳格にし、悪質重大な交通事故を起こした者に対する運転免許の効力の仮停止の制度を設ける等の措置を講じ、もつて交通事故の防止を図るとともに、大量に発生している自動車等の運転者の道路交通法違反事件を迅速かつ合理的に処理するため、比較的軽微な違反行為について行政機関の通告に基づく定額の反則金の納付により刑事訴追を行なわないこととする制度を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。